

佐賀県告示第 25 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 28 年 1 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
岸川薬局	三養基郡みやき町大字原古賀 394 番地 2	平成 27 年 8 月 1 日
たじまメンタルクリニック	唐津市町田二丁目 4 番 6 号 103	平成 27 年 9 月 1 日
くすのき薬局	神崎市神埼町本堀 3199 番地 7	平成 27 年 9 月 1 日
ヤクシン薬局うれしの店	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1201 番地 1	平成 27 年 9 月 1 日
和田医院	神崎市千代田町嘉納 1319 番地 18	平成 27 年 9 月 1 日
くらの薬局	三養基郡基山町大字小倉 1058 番地 4	平成 27 年 8 月 1 日
平野医院	佐賀市北川副町大字光法 1259 番地	平成 27 年 7 月 10 日
たけだ薬局	小城市小城町中町 572 番地 1	平成 27 年 9 月 1 日